

(市川市公文書公開審査会の設置)

**第19条** 前条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議するため、市川市公文書公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、前項に規定する調査審議のほか、公文書の公開等に関する事項について、実施機関に対し、意見を述べることができる。
- 3 審査会は、非常勤の委員5名をもって組織する。
- 4 委員は、公文書の公開等に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 審査会の事務は、総務部において処理する。
- 9 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。
- 10 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。  
一部改正〔平成21年条例1号・23年2号・4号・28年18号〕